

「わたしの提案（町長への手紙）」

※回答を希望される場合は、氏名、住所、電話番号を必ず記入してください。



※ご提案内容を記入してください。

令和 6 年 6 月 20 日

(必須) 例：〇〇〇について

件名 一ノ宮8丁目にミラーを設置してほしいと500名近くの署名が集まりました

(必須) 例：〇〇〇が求められています。 〇〇〇ということが課題となっています。

問題または課題 町の真実に対する対策対応が求められています

別紙

(必須) 例：問題、課題に対して〇〇〇をすると良いと思います。(具体的に)

改善案

別紙

(必須) 例：〇〇〇することで、〇〇〇という効果があります。

改善後の効果

別紙

回答を 希望する 希望しない (どちらかに○をつけてください)

問題

- 市民の安心安全を守るべき行政から市街化調整区域の農地転用による不動産業者に近隣地の農家住民に対し生活を脅かす事の様
配慮する事を伝える規約が作成されてはいない。作るべきです。
これは土地所有者にも業者にもしっかりと説明されるべき事です。
- 文教地区でありながら、高い壁の設置で見通し悪く隣犯にも
気を付けなければなりません。稲作が出来ない。日当たりと風が悪い。
 - 資材置き場の騒音。回収した機械部品を用水路で洗う。
数が増えていくコンクリートミキサー車(道路は元々あせ道です。この重さに
耐えられるのか?) どの管理なのか連絡先の看板はない。どの業者も出てない。
 - いつのぞにかアンテナとエアコン室外機が付いたプレハブ小屋(事務所?)がある
 - 敷地内に3つ蛇口を取付ける等。やはり放題です。
- この状況をいくつかの課に伺い お話しても営業妨害に思われるからと
業者に話してほしい様です。これで良いのでしょうか?
- 今所の田端のあたりが大規模造成がはじまっている。この業者は
下請け孫請けだ。とも聞ける。完成した時、この業者は出て行くかもしれ
ません。その後はどうなりますか? 千葉で問題のヤードや産廃の
件。身近に起るかもしれない。ここは文教地区です。
子供達にこのあり様は どう思われるでしょうか?

改善案

- 農政課 農業委員会のほか 農地所有者と今後の事を含め
しっかりとリサーチする。都市計画課 環境課 道路課
所の行政からちゃんと見守っている事を農家住民にアプロウ
する。
- 休耕田畑に新規農業したい人とのマッチングをする。
- 道路と田畑の隣接地は メリッシュランスにする様に決める

改善案

・平塚市民農園のいくつかは 集会所を作り 農機具のレンタル、
野菜の植えつけの勉強会等開催しはがら 住民と農家の交流を
図っているようです。又、自治会で災害時に使える野菜を作ったり
炊き出しして訓練時にふるまう、おもてなしかもして、
近隣の小学生、幼児園生にも体験してもらおう事も出来そうですね。
手放してしまってから後悔しはがら、お考え頂きたいです。

改善後の効果

住みやすい町、住んでよかった町を目指して頂きたい。
他人事でははがら、あの高の壁の道路、寒川高校側から入って
みて下さい。住民の気持ちをご理解頂けると思はがら。
ここを豊かに暮らしを皆様に望んでおはがら。
魅力のある町、希望が持てる町 作って下さい。
市街地調整区域の農地が 都度ミュー設置の申請を出してはがら
はがらはがらのはがら、業者側(不動産業者)の配慮によって改善はがら
てはがら 仕組み(規約)がはがらと ミューにはがらお金も少はがらはがら
はがら"はがら"はがら?

回答

<町の真剣な対応が求められています>

【所管：農政課、都市計画課、環境課】

この地域につきましては、市街化調整区域で農業振興地域には含まれていない地域となっております。市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項において無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域とされていることから、この地域では主に農地として耕作されております。近隣には一之宮愛児園、南小学校があり、子どもたちにとっては田園風景が広がりとても環境が良いところであると認識しております。

農地の転用手続きにつきましては、農地法第4条もしくは第5条により、農地を農地以外に活用するためには、転用するための申請手続きを農業委員会に提出していただく必要がございます。提出いただいた際には、転用の内容や周辺の営農条件に悪影響を与えることがないかなどの確認を行ったうえで意見を付して神奈川県に提出し、最終的には県知事等の許可を受ける必要がございます。農地転用相談時には、申請者に対して周辺農地への影響はもちろんのこと、隣接する農地の耕作に影響がある場合においては、状況に応じてあくまでお願いであり強制力はありませんが「お困りの方がいるので、何か対応をいただけませんか」とお願いしているところです。なお、個人の土地利用に対して制限を加えることはできませんが、地域の安全安心にご配慮いただけるようお願いしております。また、法令に基づく対応以外につきましては、地域住民と事業者双方の話し合いにより解決をいただいております。

休耕田等につきましては、関係機関と連携して情報収集及び新規就農者への情報提供に努めているところでございます。さがみ農業協同組合、及び関係機関等と協力しながら耕作希望者や新規就農者と遊休農地のマッチングを行い、遊休農地の解消に向け取り組んでいるところでございます。引き続き、新規就農者に対して、就農検討段階の相談から農業定着まで一貫してサポートをしてまいります。

この地域に対する景観などの変化につきましては、所有者の土地利用についての考えもでございます。個々の土地利用につきましては、是正を求めるなど町が指導することは難しい状況ですが、農家さんや地域の方から問い合わせがあった場合については、引き続き、土地の所有者へお伝えしてまいります。

なお、こちらの地域につきましては農業振興地域に含まれていないため、地権者の意向を確認しつつ農地の適正利用を図ってまいります。また、ご質問の地区とは違いますが、遊休農地対策の一環といたしまして一之宮愛児園園児を対象に町とさがみ農協寒川町青壮年部の協力のもと、寒川高校南側の農業振興地域内の遊休農地で芋苗の定植と芋掘りの体験を行っております。今後もこういった体験の機会の創出について、検討していきたいと考えております。

また、お問い合わせの地区につきましては、都市計画法に定める特別用途地区の一つである「文教地区」ではなく「市街化調整区域」として位置付けられておりますが、住環境

に近接している部分もございますので、当該土地所有者の理解を得ながらよりよい環境を確保してまいりたいと考えております。

「いつの間にかアンテナとエアコン室外機が付いたプレハブ小屋（事務所？）がある」とのことですが、建築物に関する指導は神奈川県平塚土木事務所の建築指導課で行っており、そちらにて許可の判断がされております。建築物等に関する疑義につきましては、そちらへお問い合わせをお願いします。

なお、騒音等の生活環境への被害がある場合、各関係管理者と協議を進めてまいりますので環境課までご相談ください。神奈川県生活環境の保全等に関する条例にもとづく規制範囲の中で、事業者への指導や関係者への要請等対応してまいります。